

消費生活 相談

インターネットの価格と全然違う!? 害虫・害獣駆除のトラブルにご注意

【問い合わせ】消費生活センター(東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」内) ☎287-0858

ゴキブリやハチなどの害虫や、ネズミなどの害獣を駆除する「害虫・害獣駆除サービス」に関する相談が寄せられています。

インターネット検索で出てきた格安料金を提示する業者に来てもらったところ、表示とかけ離れた高額料金を請求される事例が多くみられます。



相談事例

- 【事例1】ゴキブリが出て怖くなり、インターネットで見つけた格安業者に依頼したところ高額だった。
- 【事例2】ゴキブリ駆除の中断を求めても聞き入れてもらえず、高額料金を請求された。
- 【事例3】ハチに刺されて死ぬと言われ不安になり駆除を依頼したが、高額なので解約したい。
- 【事例4】不安をあおられ、ネズミ駆除を依頼したが、作業内容が不十分なので解約したい。
- 【事例5】インターネットで探したコウモリ駆除業者と契約したが、うそをつかれたので解約したい。

トラブルに遭わないために

- ▼インターネット上に記載されている料金と実際の料金がかけ離れている場合があります。極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意してください。
- ▼消費者の不安をあおり、契約を急かす勧誘や、複数見積もりを取って比較・検討する時間を与えない事業者とはその場では契約せず、複数の業者から見積もりを取るなどして検討してください。
- ▼賃貸の場合、まずは管理会社や大家さんに相談しましょう。
- ▼クーリングオフなどができる場合があります。
- ▼クーリングオフを妨害する場合や、交付される書面に具体的なサービス内容等が明記されていないなど、おかしいと思ったらすぐに消費生活センター等に相談してください。



困ったときや不安を感じたときは、一人で悩まず、すぐ相談!

- ◇消費生活センター(☎287-0858)
- ◇消費者ホットライン(☎188)

国民年金
だより



ご存じですか? 「国民年金保険料の免除・納付猶予制度」

国民年金保険料を納め忘れの状態や、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

■国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料(令和8年度は1万7920円)を納める必要がありますが、保険料を納めることが難しい場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行うことによって、免除等を受けられることがあります。審査の結果承認された期間は、年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は、保険料を全額納めた時に比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映します。

■免除・納付猶予の申請期間について

令和8年度の免除・納付猶予の受け付けは7月1日(水)から始まり、令和8年7月分から令和9年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌年3月分までの在学期間を対象とした「学生納付特例制度」が申請可能です。なお、申請可能期間については、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

■保険料免除・納付猶予の申請方法

年金番号を確認できる書類(年金手帳・基礎年金番号通知書等)が必要です。また、左記の場合には必要書類をご用意ください。

▼失業による特例免除: 雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票等の写し(ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等)

▼学生納付特例制度: 学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)

■問い合わせ

水戸北年金事務所(☎231局2283)、保険課医療保険担当(☎282局1711内線1171-1173)